

労基ニュース

(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部

2月号

〒114-0022

北区王子本町1-22-3

TEL 03-5948-5341

FAX 03-5948-5653

当支部HPパスワード

「aa5948」

《足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ》

支部講習会のご案内

『労務管理セミナー』 参加費無料！

開催日時：令和7年3月12日（水） 14:00～16:30

開催場所：王子工業会館 北区王子本町1-22-3

定員：30名（先着順）

内容：●ハローワークが所管する各種助成金制度

●効果的な求人募集案内について

●女性の労働を考える ～職場で女性を活かすには…～

※ご案内・申込書を同封いたしました。

『令和7年度 雇入れ時安全衛生教育講習会』

～オンラインと会場のハイブリッド方式で開催いたします。～

●新卒者対象

日時：令和7年4月7日（月）13:00～17:00（12:30開場）

講習内容：○新入社員の心構え ○安全衛生法の概要 ○安全な仕事の進め方

○安全で快適な環境のために、日常生活でも気を付けることなど・・

○ビジネスマナーの基本（正しいあいさつの仕方・電話での応対・名刺交換の仕方等）

受講料：会員：4,400円 一般：6,600円（テキスト・資料代・消費税含む）

●中途採用者・再雇用者等経験者対象

日時：令和7年4月11日（金）14:00～16:40（13:30開場）

講習内容：○安全衛生法の概要 ○仕事と安全・健康との繋がり等

○高齢者の労働災害防止のポイント等

受講料：会員：3,300円 一般：5,500円（テキスト・資料代・消費税含む）

○会場：中労基協ビル4階 千代田区二番町9-8（両日とも）

※ご案内・お申込書を同封いたしました。

『令和7年度 危険予知訓練研修会』

○令和7年5月に東京都東職業能力開発センター又は足立勤労福祉会館で開催する予定です。

労働災害は、一瞬にして、働く人の生命や身体・健康を損なうものであり、事業者は働く人々と協力して、災害の起きにくい職場環境を造っていく必要があります。

危険予知訓練は職場にひそむ危険性や有害性等の危険要因を発見し解決する能力を高める手法で、「どのような危険がひそんでいるのか」、「危険なポイントは」、「あなたならどうする」、「私たちはこうする」を参加者で話し合い、考え合うことにより危険のポイントを行動する前に解決する訓練です。

《講習内容（予定）》

○ゼロ災運動について（講義） ○グループ活動（ヒヤリハット体験集計）

○OKYT基礎4ラウンド法有効性について（講義） ○演習・発表 等

令和5年外国人雇用実態調査の結果が公表されました

～外国人労働者に特化した、賃金や入職経路、入国費用等に関する初の調査～

厚生労働省では、令和6年12月26日付「令和5年外国人雇用実態調査」の結果を取りまとめた結果を公表しました。

この調査は、外国人労働者を雇用する事業所における外国人労働者の雇用形態、賃金等の雇用管理の状況及び当該事業所の外国人労働者の状況、入職経路、前職に関する事項等についてその実態等を産業別、在留資格別等に明らかにすることを目的として、今般初めて実施したものです。

本調査は、雇用保険被保険者5人以上で、かつ、外国人労働者を1人以上雇用している全国の事業所及び当該事業所に雇用されている外国人常用労働者を対象にしており、調査客体として抽出された9,450事業所のうち有効回答を得た3,534事業所及び11,629人について集計したものです。

【調査結果の主なポイント】

<事業所調査>

- 外国人労働者数（雇用保険被保険者数5人以上事業所）は約160万人。在留資格別にみると「専門的・技術的分野」が35.6%、「身分に基づくもの」が30.9%、「技能実習」が22.8%となっている。

[1 きまって支給する現金給与額、実労働時間]

- 「月間きまって支給する現金給与額」（一般労働者）は267.7千円〔所定内実労働時間155.8時間 超過実労働時間19.8時間〕。

【在留資格別（一般労働者）】〔〕内は順に所定内実労働時間数、超過実労働時間

- ・ 専門的・技術的分野 285.9千円〔158.6時間、17.5時間〕
- ・ うち特定技能 232.6千円〔159.9時間、23.8時間〕
- ・ 技能実習 204.1千円〔163.2時間、26.2時間〕
- ・ 身分に基づくもの 302.3千円〔149.5時間、18.5時間〕

[2 外国人労働者を雇用する理由]

- 外国人労働者を雇用する（複数回答・事業所計）をみると、「労働力不足の解消・緩和のため」が最も高く64.8%、次いで「日本人と同等またはそれ以上の活躍を期待して」が56.8%、「事業所の国際化、多様性の向上を図るため」が18.5%、「日本人にはない知識、技術の活用を期待して」が16.5%となっている。

[3 外国人労働者の雇用に関する課題]

- 外国人労働者の雇用に関する課題（複数回答・事業所計）をみると、「日本語能力等のためにコミュニケーションが取りにくい」が最も高く44.8%、次いで「在留資格申請等の事務負担が面倒・煩雑」が25.4%、「在留資格によっては在留期間の上限がある」が22.2%、「文化、価値観、生活習慣等の違いによるトラブルがある」が19.6%となっている。

<労働者調査>

- 国籍・地域別では、ベトナムが29.8%と最も多く、次いで中国（香港、マカオ含む）が15.9%、フィリピンが10.0%となっている。

[1 入職経路（入職前居住地：日本）]

- 現在の仕事への入職前居住地が日本だった者について、その入職経路をみると、「知人、友人」が最も多く43.0%、次いで「求人広告（求人情報誌、インターネット）」が19.3%。「日本国内の民間紹介会社」が9.9%、「その他」が6.2%となっている。

[2 入職経路（入職前居住地：日本以外）]

- 現在の仕事への入職前居住地が日本以外だった者について、その入職経路をみると、85.2%が紹介会社や個人からの紹介等を受けており、その内訳をみると、「出身国・地域の紹介会社・個人」が最も多く51.5%、次いで、「日本国内の紹介会社・個人」が13.5%、「出身国・地域のその他機関」が12.0%、「出身国・地域の語学学

校」が9.9%となっている。

〔3 入職に要した費用〕

- 入国までにかかった費用総額をみると、「20万円以上 40万円未満」が23.0%、「20万円未満」が19.2%、「80万円以上 100万円未満」が14.3%となっている。

〔4 就労上のトラブル〕

- 今の仕事をする上でのトラブルや困ったことについてみると、「なし」が82.5%、「あり」が14.4%。「あり」の者について、そのトラブルの内容（複数回答）をみると、「紹介会社（送出し機関含む）の費用が高かった」が19.6%、「トラブルや困ったことの相談先がわからなかった」が16.0%、「事前の説明以上に高い日本語能力が求められた」が13.6%、「その他」が34.5%となっている。

〔5 転職時の賃金変動（前職：日本国内）〕

- 前職の場所が日本国内である外国人労働者の転職による賃金変動状況をみると、約6割が増加、約16%は減少している。

在留資格別にみると、専門的・技術的分野のうち技術・人文知識・国際業務では「10%以上 30%未満増加（29.1%）」、「30%以上増加」（26.8%）が多く、留学生、特定技能や定住者では「変わらない」（それぞれ50.7%、28.2%、25.1%）が多い。技能実習では「10%以上 30%未満増加」（21.2%）もいるが、「10%以上 30%未満減少」（17.7%）もいる。

※労働者調査については、全て母国語で調査したものではなく、日本語、英語（オンライン回答の場合にはこれらに加え、中国語、ベトナム語、ポルトガル語）で調査を実施した。

❖当支部ホームページ「会員専用」より「調査の概要」がご覧になれます。

令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変更されます

高年齢雇用継続給付は、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的とし、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の雇用保険一般被保険者に給付金を支給する制度です。

このたび、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第14号）の施行により、令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変わります

具体的には、

60歳に達した日（その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日）が

○令和7年3月31日以前の方・・・

各月に支払われた賃金の15%（従来の支給率）を限度として支給されます。

○令和7年4月1日以降の方・・・

各月に支払われた賃金の10%（変更後の支給率）を限度として支給されます。

❖最終ページにリーフレットの表面を掲載しましたが、当支部ホームページ「会員専用」よりリーフレット裏面「支給率早見表」がご覧になれます。

第1回労災保険制度の在り方に関する研究会が開催（令和6年12月24日）されました

＜議論の視点＞

○社会・経済の動きに適合しなくなりつつあるものはないか。

（例；制度創設時の前提に変化が生じている 等）

○社会・経済の動きに応じ、新たに講ずべきものはないか。

○制度の趣旨を踏まえて改めて効果を検証等、改善を検討すべきものはないか。

＜今後の進め方＞ 令和7年1月～5月：第1回の議論を踏まえ、適用、給付、徴収等それぞれの課題を議論（月1回程度の開催を予定）

令和7年6月～7月：中間報告とりまとめ

令和7年4月1日から 高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

高年齢雇用継続給付とは

60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。

令和7年4月1日以降支給率が変わります。

令和7年4月1日以降の支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

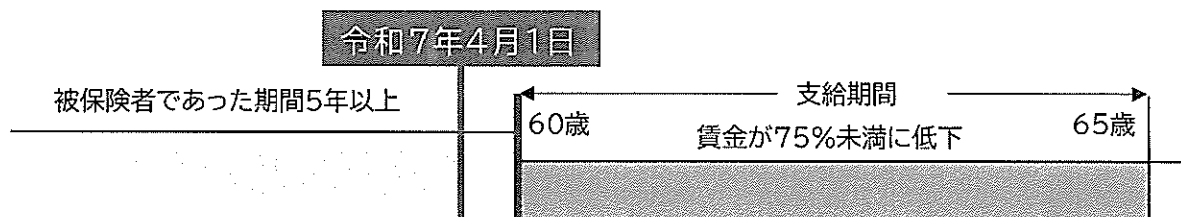
※ ()内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。

※ 支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

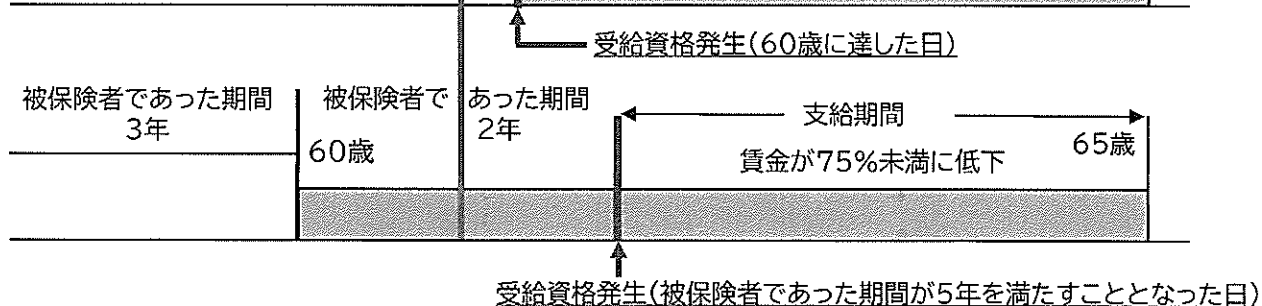
対象の方

令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方が対象となります。

例1



例2



※ 令和7年3月31日以前に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方は現行の支給率から変更はありません。